

## 第4期中期目標（素案）に対するパブリックコメントの意見

### 1. パブリックコメントの概要

地方独立行政法人第4期中期目標を策定するにあたり、多くの方の声を反映し、より充実したものとするために、パブリックコメントを実施し意見を募集しました。

#### ○実施期間

令和4年9月9日（金）から令和4年9月30日（金）まで

#### ○公開資料

第4期中期目標（素案）

#### ○募集方法

市ホームページへの掲載、電子申請等での提出、または市本庁舎総合案内窓口、市立図書館に目標（素案）を配架、意見提出箱設置により意見を募集しました。

### 2. パブリックコメントの結果

パブリックコメントの結果、1名の方から2件のご意見をいただきました。

### 3. ご意見とそれに対する考え方

#### 目標への反映区分

A：ご意見内容を反映し、目標の内容を修正させていただきます。

B：目標としては原文のままとし、ご意見については今後の参考にさせていただきます。

<次ページへ続く>

通し 番号	ペー ジ	ご意見	考え方	反映 区分
第4 信頼性の確保 (2) 法令・行動規範の遵守				
1	P3	<p>「第3期中期目標」に示されている文言と、今回の(素案)の内容は基本的に同一に作成されています。しかし、今回は市立病院の不正支給問題が発覚した重大な問題がありました。</p> <p>また、市は、約1年間この問題を隠蔽した事実も明らかになっています。</p> <p>筑后市立病院には多額の税金が投入され、理事長と監事の任命は筑後市長が行うことを踏まえるとその責任は重大。</p> <p>不正事件が起こった今までの経過や、どこに問題があったかを再検証すること、並びに、どこに責任があるかを明らかにして、厳しく罰すべきは罰する姿勢を、市民に対して約束していただく文言が必要です。</p>	<p>「第4期中期目標」では、「第3期」の記載に加え、「全役職員に関係法令に対する正しい知識を浸透させ、内部統制運用の強化及び内部監査の機能化等を通じて、法令遵守を実践する」ことを明記しております。</p> <p>「第3期中期目標」においても関係法令の遵守について明記していたにも関わらず、ご指摘のような不正支給問題が生じたことを重く受け止め追記したところです。</p> <p>市が事実を確認した令和3年9月から、その問題の改善措置結果の報告を受けた令和4年3月末までの間は、改善措置への対応に支障が生じる恐れがあったことから、公表をしておりませんでした。その後、外部評価委員会での令和3年度実績評価に係る意見徴収を経て、9月議会において報告を行うことで進めてまいりましたが、3月末の時点で、速やかに報告を行うべきであったと反省しているところです。</p>	B

通し 番号	ペー ジ	ご意見	考え方	反映 区分
第4 信頼性の確保 (2) 法令・行動規範の遵守				
2	P3	<p>中期目標は評価委員会での審議が行われていると思いますが、評価委員会の委員構成はどのようになっていますか。</p> <p>また、この評価委員会では、不正支給問題の詳細を討論されましたか。</p>	<p>地方独立行政法人の中期目標の策定にあたっては、外部の評価委員会の意見を聴くこととなっており、同委員会は識見者(大学教授)、地域の医師会所属の医師、公認会計士などで構成されています。</p> <p>評価委員会では、令和3年度の事業実績評価において、不正支給の内容について、勤務実績のない嘱託職員報酬支給や規程に定めのない再雇用職員の賞与上乘せ、規程にない理事長への賞与支給について説明を行っています。</p> <p>同委員会委員からは、説明された不正支給が改善(返還)されたかどうかなどの確認が行われました。</p> <p>このような経過を経て、令和3年度のこの項目に対する市の評価は、「計画を下回る(計画からすれば支障や問題がある)」とし、評価委員会からも承認されたところです。</p>	B